

令和 **6** 年度

新城地域自治区



# 地域活動交付金事業

「地域の課題解決」や「地域の活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業に対する応援資金である「**地域活動交付金**」を活用して、この新城地域自治区を「いつでも、いつまでも 集える 笑い合える 楽しめる」地域となるように盛り上げていきませんか？



## 募 集 期 間

令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)

交付金の補助率・・・補助対象経費に対して **100%** 以内

1事業の交付限度額・・・**100万円**

公開審査日・・・**令和6年6月中下旬(予定)**

新城自治振興事務所へ事前にご相談の上、余裕をもってお申し込みください。

**詳しくは中身をご覧ください！**

※令和6年度予算案が新城市議会で議決されない場合は事業中止となります。  
予めご了承ください。



## 地域活動交付金とは？



地域活動交付金は、「地域の課題解決」や「地域の活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業に対する応援資金で、新都市において平成25年度から施行された「地域自治区制度」で用意された資金的な仕組みのひとつです。

新城地域自治区をよりよい地域にするため、この地域活動交付金を最大限に活用していきたいと考えています！



## 地域自治区制度とは？

地域自治区制度は、限られた財源を効果的に使って、地域ごとに異なる困りごとへの対応や将来への取り組みができるよう、市民と市役所が一緒になって考え、活動する仕組みです。



### 新しい資金的なしくみ

#### 市民活動支援のための 地域活動交付金

市民が行う地域をよくする活動への応援資金です。

#### 使い道を市民が考える 地域自治区予算

市民の意見がストレートに市の施策に反映されやすくなる予算です。

#### 従来の市役所のしくみ 各課予算

総合計画や各種計画、市民ニーズに基づき、各課が実施する予算です。  
※災害時対応含む。



# どんな「事業」が対象になるの？



新城地域自治区内の「課題解決」や「活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業で、交付金の交付決定の日から翌年3月末までに行われる事業が対象となります。

交付決定前の事業着手も可能ですが、採択されなかった場合は団体の負担で事業を実施していただきます。



## 景観づくりや環境保全

不法投棄防止などの活動、ごみ集積場の設置、花壇整備など



## 安心安全な地域づくり

交通安全マップの作成、啓発活動、教室の開催など



## 伝統、文化芸能の継承

歴史資源の保存・整備、伝統芸能伝承の為の資材購入など



## 子どもの健全育成

子育て支援行事の開催、世代間交流事業の開催など



## 保健、医療福祉の向上

健康づくり講座の開催、ウォーキングコースの整備など



## 地域活動の拠点整備

集会施設の備品購入、日よけ、椅子などの作成設置など

その他、新城地域自治区の特性を活かした地域活性化事業など、様々な事業に活用することができます。

なお、営利活動、宗教活動、政治活動を目的とした事業や、公序良俗に反する事業、特定の個人又は団体が利益を受ける事業、他の制度から補助金などの交付を受ける事業は交付対象とはなりません。

## 次の要件すべてに該当する「団体」が対象となります

- ① 16歳以上のものが、3人以上参加する団体（ただし、うち1名は18歳以上かつ新城地域自治区内に在住または在勤、在学の者）
- ② 行政区での申請は除く
- ③ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- ④ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

※交付の対象となる経費は、事業の実施に必要な活動や事業の目的を達成するために直接必要な経費です。対象となる経費には制限がある場合がありますので、詳細については新城自治振興事務所へお問い合わせください。

# 地域活動交付金の流れ

## ① 募集（令和6年4月1日(月)から令和6年5月31日(金)まで）

書類一式は開庁時間に新城自治振興事務所へ提出してください。

※開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、土日祝日は開庁していません。

※提出書類には、見積書などの添付書類を用意していただく場合がありますので、早めにご相談ください。

※様式は市のホームページにも掲載しています。

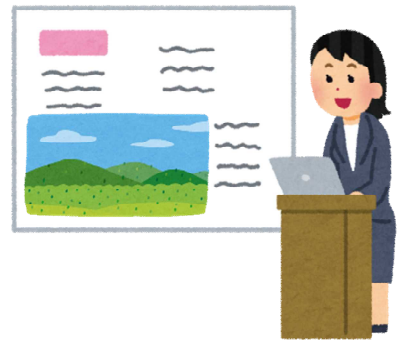
## ② 審査準備（6月上中旬）

### 【新城自治振興事務所】

提出書類に不備などが無い確認をし、審査に向けた準備を行います。

### 【新城地域協議会】

事業計画等を十分に理解した上で審査会へ臨めるよう、事業内容の確認や勉強会などを行います。



## ③ 公開審査（6月中下旬を予定）

### 【申請団体】

事業の目的や、事業のスケジュール、事業に必要な経費などについてプレゼンテーション形式で説明していただきます。（パワーポイントをご利用いただけます）

詳しくは新城自治振興事務所へお問い合わせください。

※やむを得ない事情により公開審査ができない場合、録画映像による書類審査となる場合もありますので、予めご了承ください。

### 【新城地域協議会】

新城地域協議会の委員が審査します。

※新城地域協議会での審査結果を基に、新城市長が交付決定をします。

## ④ 事業実施（交付決定日から翌年3月まで）

採択された団体は、交付決定日から翌年3月31日までの間で事業を実施していただき、事業完了後には実績報告書を提出していただきます。

※交付決定前の事業着手も可能ですが、採択されなかった場合は団体の負担で事業を実施していただきます。

## ⑤ 成果報告（交付決定日の翌年5月頃を予定）

市全体の成果報告において、活動の様子や成果などを指定された用紙にまとめ、報告していただく予定です。

※成果報告も交付の条件となっています。



住みよいまちへ!

地域自治区制度

お気軽に  
ご相談ください!

### 【お問い合わせ】

新城自治振興事務所（本庁舎3階）

TEL/0536-23-7697 FAX/0536-23-2002

E-mail/shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp

※募集の詳細、書類の作成、プレゼンテーションの方法など、交付金に関するどんなことでもお気軽にご相談ください!

